

大和市告示第91号

大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月30日

大和市長 大木 哲

大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大の影響を受けながら市内の空き店舗を活用して事業を始める者に対し、その経営基盤の構築及び経営の安定化を支援するため、当該事業開始（以下「新規出店」という。）に伴う経費の一部を予算の範囲内で助成するコロナに負けない新規出店応援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の対象となる新規出店)

第2条 本事業の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当する物件（以下「対象物件」という。）を活用した、次条に規定する対象事業者（以下「対象事業者」という。）による新規出店とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域に所在している空き店舗（次のいずれかに該当する施設であって、住居と兼用するものでないものをいう。以下同じ。）であること。

ア 店舗又は事務所の用に供していた施設のうち、現に営業をしていないもので、前入居者の営業終了日又は賃貸借契約終了日から3月以上経過したもの

イ 新築し、又は増築した店舗で、当該建物の保存登記をした日から3月以上経過しても、なお利用されていないもの

(2) ショッピングモール等の商業施設のテナント型のものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の対象としない。

(1) 新規出店をする空き店舗の所有者又は管理者が、当該対象事業者又はその3親等以内の親族である場合（法人にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等と同条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合）

(2) 市内からの移転により店舗を開設する場合（市内にある別の店舗の営業を継続し、かつ、新

たに開設する場合を除く。)

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる事業者は、令和4年5月1日から同年12月31日までに対象物件で新規出店をする者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する事業者又は個人事業主であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が300,000,000円(ただし、卸売業を主たる事業とする者にあつては100,000,000円、サービス業又は小売業を主たる事業とする者にあつては50,000,000円)以下であること。

イ 常時使用する従業員の数が300人(ただし、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人、小売業を主たる事業とする者にあつては50人)以下であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。)が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 政治活動又は宗教活動を目的とする者

オ 公序良俗に反する営業を行う者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)法第2条第1項に規定する風俗営業を営む者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(3) 令和4年12月31日までに法人の設立登記(個人事業主にあつては開業届の提出)をしている者

(4) 法人の設立登記をした日(個人事業主にあつては開業届の提出日)以後に大和商工会議所に入会している者

(5) 新規出店に係る事業の許認可等を得ている者(許認可等を要する事業を行う場合に限る。)

(6) 本市の市税等に滞納がない者(ただし、滞納があつても既に分割等で納付を履行し、又は分割納付誓約書を提出している者を除く。)

(対象経費)

第4条 本事業による助成金(以下「助成金」という。)の対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 令和4年5月1日から同年12月31日までに対象事業者が新規出店のために現に支払った店舗等賃借料、設備機材等の借用（リース）に係る経費（営業開始前までに賃貸借契約を締結したものであって、借用（リース）に係る料金が定額のものに限る。）及び水道光熱費
- (2) 対象物件で営業開始した日以後1月を経過した日まで（令和4年5月1日から同年12月31日までの間に限る。）に対象事業者が現に支払った設備導入費、店舗改装費及び広告宣伝料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、対象経費としない。

- (1) 敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 契約更新料
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付対象となっているもの
- (4) その他市長が対象経費とすることが適当でないと認めたもの
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定により算定した対象経費の実支出額又は1,000,000円（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）4分類表、大分類G—情報通信業に該当する者である場合は2,000,000円）のいずれか少ない方の額とする。

2 助成金の交付は、1対象事業者につき1回限りとする。

(認定の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を希望する者は、その新規出店が本事業の対象となるか否かについて、あらかじめ市長の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、大和市コロナに負けない新規出店応援事業者認定申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、大和市コロナに負けない新規出店応援事業者認定（不認定）通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに、大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付申請書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び請求)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付額を決定し、大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付決定通知書により認定事業者に通知するものとする。この場合において、認定事業者は、大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金請求書により市長に助成金の交付を請求するものとする。

(経営継続義務)

第9条 認定事業者は、助成金の交付を受けた日から3年を経過するまでは、市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、事業についての報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(認定又は交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定又は第8条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を取り消すものとする。この場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により認定又は助成金の交付を受けたと認めたとき。
- (2) 第3条に規定する対象事業者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第9条に規定する経営継続義務に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は交付決定を取り消したときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、認定を行わない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした助成金については、第11条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市コロナに負けない新規出店応援事業者認定申請書	第6条
第2号様式	大和市コロナに負けない新規出店応援事業者認定（不認定）通知書	第6条
第3号様式	大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付申請書	第7条
第4号様式	大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金交付決定通知書	第8条
第5号様式	大和市コロナに負けない新規出店応援事業助成金請求書	第8条